

学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜松湖北高等学校

令和 7 年 4 月

【目 次】

第1章 基本的な事項	3
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
3 いじめの防止に関する基本的な考え方	
第2章 組織の設置	4
1 名称及び構成員	
2 役割（取り組み）	
第3章 いじめの防止と対策	4
第4章 いじめの早期発見	5
1 生徒の実態把握	
2 生徒や保護者からの相談体制の整備	
第5章 いじめに対する措置	5
1 いじめの疑いのある時の対応	
2 被害生徒及びその保護者への対応	
3 加害生徒への対応	
4 周囲の生徒への対応	
5 ネット上のいじめに対する対応	
6 関係諸機関との連携	
第6章 重大事態への対処	7
1 重大事態についての調査及び処置	
2 情報の提供	

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【具体例 「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」による】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話スマートフォン等で、誹謗（ひぼう）中傷（ちゅうしょう）や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけなければならない。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、様々な表れを見逃さないことが大切である。いじめであるかを判断する際は、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒の周りの状況等をしっかりと確認することもある必要である。

3 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然

に防ぐことや早期に対応することが最も重要である。いじめを未然に防ぐために、いじめが起こりにくい環境をつくり上げていくことが求められる。

第2章 組織の設置

本校では、いじめを未然に防止するとともに、いじめに対して早期に対応するため、次の組織を設け、組織として対応する。

1 委員会の名称及び委員会の構成員

名称 いじめ対策委員会

構成員 教頭

生徒課長 教育相談担当 養護教諭 1・2・3学年主任

(必要に応じて 校長 副校長 当該HR担任 当該部活動顧問 その他関係職員)

(指導助言には、スクールカウンセラー、医師、警察関係者等が加わる場合もある。)

2 委員会の役割（取り組み）

(1) 学校いじめ防止基本方針・年間計画等の作成と検証・評価

(2) いじめの未然防止・早期発見への取り組み

(3) いじめの疑いのある情報があつた場合及びいじめ事案が発生した場合の対応

いじめの疑いのある情報（相談・通報を含む）を収集・記録・共有し、事実確認とその対応について協議し、適切な対処方法について指示

(4) いじめ事案の再発防止に向けた取り組み

第3章 いじめの防止と対策

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、生徒自身の自立をめざすことが大切である。また、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、教職員が見守っていく必要がある。

学校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。LHRや総合的な探究の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、課題を解決していくような集団を育てていくことが重要である。

本校においては、次のような対策を講じる。

(1) 生徒に対して良好な人間関係づくりを促す行事や規範意識を高める教育を推進する。

(2) 生徒や保護者が相談しやすい体制を構築する。

(3) 教職員間で生徒に関する情報を共有するとともに、教職員の研修を充実させ資質向上を図る。

第4章 いじめの早期発見

いじめは、目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。些細な兆候であっても、早期に対応するため次のような取り組みを行う。

1 生徒の実態把握

- (1) 毎日のSHRでの健康観察で、生徒の心身の様子を観察する。気になる生徒には個別に声掛けする。
- (2) 学級担任は個人面談（4月と9月）、三者面談（7～8月）を行い、気になる生徒については、随時面談や家庭訪問を行う。
- (3) 生徒対象の「いじめアンケート」やクレペリン・こころの健康調査を実施する。また、連続3日以上欠席者は、学級担任、養護教諭が確認し相談室と管理職に情報共有を行う。

2 生徒や保護者からの相談体制の整備

上記の面談のほか、「相談室だより」等でスクールカウンセラーとのカウンセリングの案内をする。

＊スクールカウンセラー 年間20回程度来校予定

第5章 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、特定の職員だけで抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携など速やかに組織的に対応し、次のような措置を講ずる。早期に事実確認を行うとともに、その結果を設置者に報告する。

1 いじめの疑いのある時の対応

- (1) いじめ対策委員会を開く
- (2) 早期の事実確認
被害生徒及びその周囲から事実確認を行う。（聞き取り調査は、複数の教員で対応する。）
- (3) いじめの事実が確認された場合
直ちにいじめをやめさせ、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導や懲戒、その保護者への助言を継続して行う。

2 被害生徒及びその保護者への対応

- (1) いじめの被害生徒やそれを通報してきた生徒の安全確保を最優先する。
信頼関係のできている友人・教職員・家族等と連携して、安全を確保する。
- (2) 被害生徒の保護者に事実を伝え、被害生徒の心のケアを考慮した今後の指導方針と具体策を提示していく。
- (3) 被害生徒と保護者の意向を確認しながら、今後の学校生活について計画を立てる。
心のケアや休み時間の見守りなどの具体的な計画を作成実行する。
- (4) 解決するまで学校が主体となって取り組み、解決後も被害生徒への声かけや保護者に学校の様子を定期的に報告するなど支援を継続する。

3 加害生徒への対応

- (1) 事態の深刻さを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- (2) 校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。
- (3) いじめに至った原因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた支援や指導を継続的に行う。
- (4) 加害生徒の保護者に対しても事実を伝え、保護者と連携して生徒を見守っていく。

4 周囲の生徒への対応

- (1) 周囲の生徒に対してどのような支援や指導が必要か、委員会で協議の上、状況や個人情報・人権に配慮した上で、適切に対処する。
- (2) 必要に応じて、周囲の生徒や全校生徒に対して「いじめ」や「人権」に対する認識を深める指導をする。

5 ネット上のいじめに対する対応

- (1) ネット上に不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所を確認し、データの印刷・保存をするとともに、速やかに関係生徒から聴取等を行う。
- (2) 被害に遭った生徒の意向を尊重したうえで、削除要請を行い、当該生徒の心のケアに努める。
- (3) 加害生徒に対して誹謗・中傷の書き込みを行うことに対して、適切に指導する。
必要に応じて、周囲の生徒や全校生徒に対してSNSや人権に対する認識を深める指導をする。
- (4) 当該生徒の保護者に対して、フィルタリングの利用や有害情報への対応など、携帯電話やスマートフォンの使用について適切な対処をお願いする。

6 関係諸機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きた時には、状況に応じて連携

し、早期に対応する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める必要がある。

第6章 重大事態への対処

重大事態とは、次のような場合をいう。（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」による。）

- （１）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- （２）欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- （３）生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

1 重大事態についての調査及び措置

重大事態が発生した場合には、直ちに静岡県教育委員会に報告し、調査を実施する主体について協議する。学校が主体になって調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」が中心となって、次の対処をする。

- （１）客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

必要に応じて適切な教員が関係生徒及び保護者への聞き取り、担任や部活動顧問等関係職員への事情聴取、関係生徒が所属するクラス・部活動等へのアンケート等を行い、正確な事実の把握に努める。生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

- （２）調査結果の報告及び措置

学校は、事実を把握した後、教育委員会に報告し、協議しながら適切な対応をとる。必要があれば、警察等関係機関に報告する。

2 情報の提供

静岡県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。また、その他の生徒及び保護者に対して情報を提供する必要があると判断した場合は、生徒全校集会・臨時保護者会等の場において、適切な範囲内で情報を提供する。